

茨城大学大学院学則（抄）

（昭和 43 年 5 月 1 日制定）

（東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施）

第 9 条 東京農工大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、茨城大学（以下「本学」という。）は、宇都宮大学及び東京農工大学とともに協力するものとする。

- 2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、宇都宮大学及び東京農工大学の農学部  
の教員とともに、本学農学部及び関連する全学共同利用施設の教員がこれを担当し、  
又は分担するものとする。

宇都宮大学大学院学則（抄）

（昭和 41 年規程第 5 号制定）

第 15 章 東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施

（東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施）

第 33 条 東京農工大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学は  
茨城大学及び東京農工大学と共に協力するものとする。

- 2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、茨城大学及び東京農工大学の教員  
と共に、本学農学部及び関連する学内共同教育研究施設の教員が担当するものとする。
- 3 前 2 項の実施に関しては、別に定める。